

北上市印鑑規則の一部を改正する規則

北上市印鑑規則（平成3年北上市規則第98号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(登録の申請)</u></p> <p><u>第2条 条例第3条の印鑑登録申請書は、様式第1号によるものとし、代理人選任通知書は、様式第2号によるものとする。</u></p> <p>（登録の意思確認期限）</p> <p><u>第3条 [略]</u></p>	<p>（登録の意思確認期限）</p> <p><u>第2条 [略]</u></p> <p><u>（意思確認の照会、回答等）</u></p> <p><u>第3条 条例第4条第2項の規定による照会は、照会書により行うものとする。</u></p> <p><u>2 条例第4条第2項の規定による回答を代理人が行う場合は、委任状を提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 条例第4条第3項第2号の規定による書面は、保証書とする。</u></p>
<p><u>（意思確認の照会、回答等）</u></p> <p><u>第4条 条例第4条第2項の規定による照会の文書及び回答書並びに第8条第2項の代理人選任通知書は、様式第3号によるものとする。</u></p> <p><u>2 条例第4条第3項第2号の規定による書面は、保証書（様式第4号）によるものとする。</u></p> <p><u>（印鑑登録原票の保管）</u></p>	

第5条 条例第7条の印鑑登録原票は、様式第5号によるものとする。

(印鑑登録証)

第6条 条例第8条の印鑑登録証は、様式第6号によるものとする。

(印鑑登録証再交付の申請)

第7条 条例第9条の規定による印鑑登録証の再交付の申請は、印鑑登録証再交付申請書（様式第7号）によるものとする。

。

(印鑑登録証の亡失)

第8条 条例第11条の規定による印鑑登録証の亡失の届出は、印鑑登録証亡失届（様式第8号）によるものとする。

(登録廃止の申請)

第9条 条例第12条第1項の印鑑登録廃止申請書は、様式第9号によるものとする。

(印鑑登録原票の抹消)

第10条 [略]

2 条例第13条第2項の印鑑登録原票の抹消の通知は、印鑑登録抹消通知書（様式第10号）によるものとする。

(印鑑登録証明の申請)

第11条 条例第14条第1項の印鑑登録証明書交付申請書は、様式第11号によるものとする。ただし、市長が設置する端末機（市の電子計算機と電子通信回路で接続された端末機であつて、当該端末機の操作により印鑑登録証明書の交付を申請す

(印鑑登録証再交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による印鑑登録証の再交付の申請は、印鑑登録証再交付申請書により行うものとする。

(印鑑登録証の亡失)

第5条 条例第11条の規定による印鑑登録証の亡失の届出は、印鑑登録証亡失届により行うものとする。

(印鑑登録原票の抹消)

第6条 [略]

2 条例第13条第2項の印鑑登録原票の抹消の通知は、印鑑登録抹消通知書により行うものとする。

る機能を有するものをいう。)に条例第14条第2項の個人番号カードを用いて暗証番号その他必要な事項を入力することにより申請をするときは、この限りでない。

(印鑑登録証明書)

第12条 条例第15条第1項及び第15条の2第2項の印鑑登録証

明書は、様式第12号によるものとする。

(調査に当たる場合の身分証明書)

第13条 条例第18条の規定によって市職員が調査に当たるとき

は、身分証明書（様式第13号）を携帯し、関係人の請求があ
ったときは、これを提示しなければならない。

(調査に当たる場合の身分証明書)

第7条 条例第18条の規定によって市職員が調査に当たるとき

は、身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、こ
れを提示しなければならない。

(申請書等の様式)

第8条 条例及びこの規則に規定する申請書、届出書その他書

類の様式は、市長が別に定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第13号までを削る。

附 則

この規則は、令和7年12月15日から施行する。